

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）における国立大学法人高岡短期大学の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。


また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人高岡短期大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人高岡短期大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 平成16年度年度計画に基づき業務が運営されているものと認めます。
- (6) 役員職務遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則等に違反する重大な事実は認められません。

平成17年6月27日

国立大学法人高岡短期大学

監事 高柳卓三 

監事 坂根巖夫 